

条例第 13 号

宇和島市手数料徴収条例及び宇和島市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 18 日

宇和島市長 岡原文彰

宇和島市手数料徴収条例及び宇和島市印鑑条例の一部を改正する条例

(宇和島市手数料徴収条例の一部改正)

第1条 宇和島市手数料徴収条例(平成17年条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは<u>同法第126条</u>の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料 1通につき 450円</p> <p>(2) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は<u>同法第126条</u>の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 1件につき 350円</p> <p>(3) ~ (9) (略)</p> <p>(10) 印鑑登録証明書の交付手数料 1通につき 300円(ただし、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。))第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記載されたものに限る。以下</p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは<u>第126条</u>の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料 1通につき 450円</p> <p>(2) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は<u>第126条</u>の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 1件につき 350円</p> <p>(3) ~ (9) (略)</p> <p>(10) 印鑑登録証明書の交付手数料 1通につき 300円(ただし、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。))第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記載されたものに限る。以下</p>

同じ。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備であつて、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記載された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。以下同じ。)を用い、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機_____

_____をいう。以下同じ。)を利用して印鑑登録証明書を交付するサービスを受ける場合には、250円)

(11) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書_____の交付手数料 1通につき 300円(ただし、個人番号カード又は移動端末設備を用い、多機能端末機を利用して住民票の写しを交付するサービスを受ける場合には、250円)

(12) ~ (17) (略)

(18) 所得課税(非課税)に関する証明手数料 1件につき 300円_____

(19) ~ (48) (略)

2 (略)

同じ。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備であつて、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記載された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。以下同じ。)を用い、_____端末機(市の電子計算機と電気通信回線により接続された_____

_____端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)を利用して印鑑登録証明書の交付_____を受ける場合には、250円)

(11) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(以下「住民票の写し等」という。)の交付手数料 1通につき 300円(ただし、個人番号カード又は移動端末設備を用い、_____端末機を利用して住民票の写し等の交付_____を受ける場合には、250円)

(12) ~ (17) (略)

(18) 所得課税(非課税)に関する証明手数料 1件につき 300円(ただし、個人番号カード又は移動端末設備を用い、端末機を利用して所得課税(非課税)に関する証明書の交付を受ける場合にあつては、250円)

(19) ~ (48) (略)

2 (略)

(宇和島市印鑑条例の一部改正)

第2条 宇和島市印鑑条例(平成17年条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人番号カード等による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この条例において「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を用い、<u>多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機</u>_____を用い、_____を用いて印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(個人番号カード等による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この条例において「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を用い、_____端末機(市の電子計算機と電気通信回線により接続された_____端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、<u>証明書等を交付する機能を有するものを</u>い)を用いて印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。